

九重町第4次地域福祉計画

【概要版】

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度

地域福祉・地域共生社会とは

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互い助けたり助けられたりする関係やその仕組みを構築していくことで、一人ひとりの地域の課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくことを営みます。

地域共生社会は、地域福祉をさらに進めたものといえます。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくものです。

重層的支援体制整備事業

「重層的支援体制整備事業」とは、市町村において、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備する事業として、2020(令和2)年の社会福祉法の改正に基づき創設されました。

重層的支援体制整備事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

I～IIIを通じ、

- ・継続的な伴走支援
- ・多機関協働による
支援を実施

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、
地域の活動が活性化

基本理念と基本目標

【基本理念】

基本理念

福祉の元気をまちのすみずみへ

本計画は、「個人の尊厳の保持」を普遍的精神とします。そのうえで、九重町のまちづくりの基本である自助・共助・公助の考え方のもと、地域共生社会の実現に向け、住民、地域・団体、行政が役割と責任を果たし、まちのすみずみに、たくさんの交流や支え合いを生みながら、誰一人取り残さない、そして誰もがしがわ寄せを実感できる持続可能なまちづくりをめざすことを基本理念とします。

【基本目標】

基本目標 1 支え合いとふれあいのある地域づくり

- (1) 地域福祉の意識を育む
- (2) 地域住民の活動の場と居場所づくり
- (3) 地域福祉の担い手づくり
- (4) ボランティア活動の支援
- (5) 民生委員・児童委員活動の支援

基本目標 2 きめ細やかな地域福祉サービスの提供体制づくり

- (1) 相談体制と情報提供の強化
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 支援を必要とする人への自立支援

基本目標 3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

- (1) 高齢者福祉の推進
- (2) 障がい者福祉の推進
- (3) 子ども・子育て支援の充実

基本目標 4 安全で安心して暮らせる地域づくり

- (1) 緊急時や災害時における助け合い
- (2) すべての人が安心して暮らせる環境づくり

計画の数値目標

	現在値 2020（令和2）年度	目標値 2026（令和8）年度
重層的支援体制整備事業	0	令和5年度までに整備
支え合いリーダー	88人	250人
サロン数	54か所	70か所
住民型生活支援団体数	2団体	4団体
マップづくり件数	56件	100件（年間20件×5年）
緊急通報システム機器設置台数	145台	200台

九重町成年後見制度利用促進計画

【概要版】

2022(令和4)年度～2026(令和8)年度

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度の種類

成年後見制度には「法定後見制度」、「任意後見制度」の2つの制度があります。

「法定後見制度」は判断能力の不十分な方に対する制度です。「任意後見制度」は判断能力が十分にある方に対する制度です。

基本理念

基本理念

ともに支え合い誰もが意思の決定を尊重されるまちづくり

施策の展開

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備

玖珠町と連携し、権利擁護支援を必要とする方が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築に取り組むとともに、ネットワーク全体をコーディネートする中核機関を整備します。

(2) 成年後見制度の普及啓発

より多くの方が制度のメリットを受けられるよう普及啓発を図ります。また、ニーズ調査の結果、成年後見制度の詳細が分からず、利用に際して不安を感じている人が多かったことから、住民に適切な情報が届くよう努めます。

(3) 成年後見制度利用支援

成年後見人への利用支援として、親族後見人を含む支援者への相談支援の充実を図ります。

配偶者や親族による後見開始の審判の申立が期待できない方については、町長が申立を行うとともに、成年後見制度の利用者に対する支援を拡充させるため、成年後見人等への報酬助成について、必要な見直しを検討します。また、より多くの担い手を育成するため、市民後見人の養成について継続的に取り組み、資質の向上を図ります。

計画の推進体制

1. 計画の普及啓発

ダイジェスト版の作成や町のホームページなどへの掲載、各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く住民に普及啓発します。

2. 関係団体との協働

地域福祉の中心的担い手である社会福祉協議会との連携を密にし、その取り組みの支援をします。また、地域・住民・ボランティア団体・支え合いリーダー等との協働を進める一方、民生委員・児童委員等との連携を密にし、相談体制の充実をします。

3. 庁内の推進体制

地域福祉施策を推進するには、福祉のみならず、保健・医療・教育など、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

4. 期待される役割

(1) 地域住民

一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、地域の福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域福祉活動への積極的かつ主体的に参加します。

(2) 民生委員・児童委員

住民に身近な場所での地域福祉活動の担い手の一人として活動します。また、住民に対して地域活動や福祉のまちづくりへの参加を促します。

(3) ボランティアなど

地域の福祉ニーズを把握し活動を行うとともに、住民に対して福祉のまちづくり等に参加するよう働きかけを行います。

(4) 医療機関、福祉サービス事業者など社会福祉法人

医療や福祉サービスの質の向上を図るとともに、医療・介護・福祉ネットワークを形成し、定期的な情報交換を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・介護・福祉の連携を図ります。

(5) 社会福祉協議会

地域福祉を推進するにあたって、行政や地域住民、社会福祉事業者等を結ぶ活動拠点としての役割を担います。あわせて、福祉に関する情報収集・提供、住民の交流の場づくり、福祉ボランティアの人材発掘・確保等を行います。

(6) 行政

地域福祉を推進するための調整役、リード役としての役割を担い、福祉サービスの適切な利用促進のための基盤整備をはじめ、地域福祉への住民参加を積極的に推進します。

5. 隣保館との連携

日常の業務に加え、「つながる隣保館会議」等を通じて、関係機関間の連携強化をし、相談者の課題解決をするとともに、部落差別解消を目指します。

地域共生社会は、すべての人々が排除されず、孤独を感じたり、孤立したりすることなく、健康で文化的な生活ができるよう包み支え合う社会でもあります。地域共生を妨げる部落差別をはじめとした差別の解消は避けておろすことのできない課題です。このため、部落差別解消に向けた啓発活動等についても関係機関が連携して推進します。



編集・発行 大分県九重町 健康福祉課 福祉グループ

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上 8-1

TEL : 0973-76-3821 FAX : 0973-76-3840